

令和7年度

定期監査（工事監査）結果報告書

伊予市監査委員

監査結果報告書

(工事監査)

1 監査の対象

I (土木) 第 33 号 光正寺橋補修工事

II (土木) 第 66 号 大南橋補修工事

2 監査の期間

令和 8 年 2 月 19 日から 20 日まで

3 監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図面等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、協同組合 総合技術士連合へ技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

4 監査の結果

協同組合 総合技術士連合から提出のあった「令和 7 年度伊予市工事監査報告書」と併せ、対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。

しかしながら、次の個別工事の所見で示すとおり、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正な対応に努められたい。

なお、細部にわたる事項、その他軽易な事項については、同「工事監査報告書」の指摘のとおり、その都度関係者に指導したので記述は省略した。

5 個別工事についての所見

I. (土木) 第 33 号 光正寺橋補修工事

(1) 工事の概要

① 工事場所

伊予市 森 地内

② 工事受注業者

株式会社 山先組 (請負額 38,005,000 円)

③ 委託設計業社

株式会社 芙蓉コンサルタント

④ 工期

令和 7 年 10 月 31 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

⑤ 工事担当課

土木管理課

⑥ 工事概要

橋梁補修 1 橋

- | | |
|----------|-----|
| ・ひびわれ補修工 | 1 式 |
| ・断面修復工 | 1 式 |
| ・表面含侵工 | 1 式 |
| ・当て板補強工 | 1 式 |

(2) 書類調査における所見

工事関係資料として提出された関係書類を基に、本工事の事業目的、計画、事前調査、設計、積算、入札・契約、施工管理、検査等の各段階における技術的事項の実態を審査した。その結果は、総括的には概ね良好であり評価できるものと判断されるが、下記の事項について留意されたい。

ア 工程管理について、計画に対し遅れが見受けられた。全体工程の見直しが行われ、繰り越し工事として令和 8 年 4 月末に完了する予定である。再発防止のため、不具合が生じた経緯を記録し、今後の工事執行において同様の事案が生じないよう留意されたい。

(3) 工事現場実査における所見

工種別リスクアセスメント低減対策書（リスクアセスメント付きの作業手順書）および化学物質のリスクアセスメントの書類が整備されており、これらの書類を用いて、作業員教育も実施されている。この状況から他の施工者の模範となる高いレベルの安全管理状態が保たれている。

Ⅱ. （土木）第 66 号 大南橋補修工事

(1) 工事の概要

① 工事場所

伊予市 大平 地内

② 工事受注業者

株式会社 伊予ブルドーザー建設（請負額 11, 118, 767 円）

③ 委託設計業社

株式会社 芙蓉コンサルタント

④ 工 期

令和 7 年 11 月 19 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

⑤ 工事担当課

土木管理課

⑥ 工事概要

橋梁補修 1 橋

- ・ ひび割れ補修工 1 式
- ・ 断面修復工 1 式
- ・ 表面含侵工 1 式
- ・ 伸縮目地補修工 1 式
- ・ 水切り設置工 1 式
- ・ 仮設工 1 式

(2) 書類調査における所見

工事関係資料として提出された関係書類を基に、本工事の事業目的、計画、事前調査、設計、積算、入札・契約、施工管理、検査等の各段階における技

術的事項の実態を審査した。その結果は、総括的には概ね良好であり評価できるものと判断されるが、下記の事項について留意されたい。

ア 安全管理について、作業員のKY活動については実施されているが、リスクアセスメントを含んだ作業手順書を確認できなかった。現在、リスクアセスメントは労働安全衛生法により努力義務とされているが、工事の安全性を高めるため、今後の工事で整備するように指導をされたい。

(3) 工事現場実査における所見

安全管理について、現地の吊り足場の高さは適切で、作業スペースが確保されている。しかし、足場への昇降設備が設置されていない箇所が見受けられた。作業員の安全確保の観点から、適切な昇降設備を設置するなど安全対策を講じられたい。

橋梁補修工事の高欄の高さが設計図では橋面より 450mmとなっていた。現行の歩行者自転車用柵の標準高さは1,100mmとされていることから、安全性の確保の観点も踏まえ、今後の設計に当たっては関係基準等を十分確認し、適切な対応に努められたい。

6 おわりに

監査対象となった2件の工事について、以上の留意点はあるものの、概ね適正に施工されていることが確認できた。

公共工事は、市民生活を支える重要な社会基盤の整備であることから、引き続き安全で良質な公共施設の整備に努められることを期待する。

また、安全管理について、施工業者が安全性を高め、より効率的に作業できるよう、リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成について助言・指導し事業を進められたい。

今後においても、関係法令及び設計図書等を遵守するとともに、安全管理及び品質管理の徹底を図り、適切な施工管理のもと工事が適正に執行されるよう努められたい。